

平成 27 年 5 月 20 日

◎弘田委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開催いたします。（9 時 59 分開会）
本日の委員会は、きのうに引き続き、平成 27 年度業務概要についてであります。

《農業振興部》

◎弘田委員長 それでは、日程にしたがい、農業振興部の業務概要を聴取いたします。業務概要の説明に先立ちまして、幹部職員の紹介をお願いいたします。

（幹部職員紹介）

◎弘田委員長 それでは、最初に部長の総括説明を受けることといたします。

（総括説明）

◎弘田委員長 続いて、各課長の説明を求めます。本日は概要を聴取する課の数が多くございますので、各課長の説明は適切かつ簡潔をお願いいたします。

〈農業政策課〉

◎弘田委員長 最初に、農業政策課を行います。

（執行部の説明）

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎川井副委員長 高知県の政策として、これから大規模施設園芸団地とか、あるいは高軒高次世代のハウス園芸といった大規模な施設を推進しているわけですが、そういう効率のよい大規模な施設園芸自体はいいと思うのですが、その反面、高知県にはいわゆる小規模農家が多いですね。効率のよい大規模な施設園芸が普及していくに伴って、小規模農家が離農していくような傾向が起こってくるのではないかと、あるいは大型の施設園芸で低コストで大量に生産・販売すれば、当然市場原理として単価もある程度は下がる傾向にあると思います。現在、そのようなことについてどのように考えていますか。

◎杉村農業政策課長 今、そういう話も、実は部内とか県庁内部で随分議論させていただきました。

先ほど、部長から御説明させていただきました資料の 75 ページにその考え方を少し入れておきまして、まず、この上側の生産面のところに三角のピラミッドがございます。これにつきまして、今、副委員長が言われた 1 番下の既存ハウスへの環境制御技術の導入という部分がほとんどのシェアを占めていると思います。ここにつきましては、低コスト耐候性ハウスに資金を入れ直すよりは、今あるハウスの中でこの環境制御の機械を入れて収量アップを徹底的に強くしていきたい。そういう考え方の中で、少しピラミッドの上のほうにも力を入れていきたいというのが大きな考え方です。まずは、この下の土台のところをしっかりと支援していくという大きな考え方を持っています。

それから、大量に生産することで価格が少し下がるのではないかと流通のお話がございました。そういう流通面を強化しまして、例えば大量のロットを持つことによって、

価格形成力の強みを持てるといったことも、全体的に考えていきながら好循環を回すのが大きな考え方になっています。

◎川井副委員長 いわゆる小規模な農家が頑張っている積み重ねで1,000億円、あるいは1,050億円を目指そうとしているのであれば、やはりその底辺の1番幅広いところの生産性、あるいはその施設について相当注意を払っていかないといけないと思います。小規模なところは当然効率が悪いから、大規模な施設園芸団地ができることによって、離農等がふえないように何とか食いとめる政策をいろいろ考えてやってもらいたいと思います。

◎土居委員 高知農業の確立総合支援事業ですけど、市町村が実情に応じた農業基盤整備を図る上で大変重要な事業だと思います。確認ですけど、この補助金は前年度から減ったのでしょうか。

◎杉村農業政策課長 若干減っています。

ただ、最近の傾向として、予算は一応県のほうで計画段階で確保させていただくんですけども、入札残、あとは計画を進めていく段階で、市町村が計画を先送りする傾向が結構多く、最近では2年くらい続けて、2月補正で減額させていただいたこともございまして、少しだけ下げさせていただきました。

◎土居委員 市町村からの要望自体は、これまでより減少している傾向にあるのでしょうか。

◎杉村農業政策課長 まず秋の段階で、市町村から一度計画書をいただいて、それを精査していく段階の中では、一定の数字は積み上がってきております。その中で、国庫補助事業が活用できそうなものは、そちらを目指して頑張っていきますので、今、委員からの御質問でいえば、ここ数年はそれほど大きな減少にはなってないと思います。

◎弘田委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈農地・担い手対策課〉

◎弘田委員長 次に農地・担い手対策課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎土居委員 農地集積の問題について、きのう、きょうの新聞にもありましたけど、地域での中間管理機構による農地集積の実績が上がっていないことが指摘されています。県も国と同じような目標だと思いますけど、県の目標と実績について教えてください。

◎田中農地・担い手対策課長 農地中間管理機構の事業ですけども、平成26年度の目標としては100ヘクタールの農地を担い手に集積すると掲げておりましたが、実績は24ヘクタールほどで、4分の1程度にとどまる状況です。

◎土居委員 流れとしては、県の農業政策の方向性と同じだと思いますけど、県の方は、まず国とどんな連携をもって取り組んでこられたのか、またこれからどういう対策をとっていくのか、お聞きかせください。

◎田中農地・担い手対策課長 現在、県内の農地面積に占める認定農業者等の担い手が使っている面積は、大体2割ぐらいとなっております、それを10年後に6割ぐらいまで持っていきたいと考えております。

国の場合は、国全体で農地の5割を8割に持っていく目標ですけれども、当県の場合は2割から6割ということで取り組んでいます。この事業ですけれども、農地をしっかりと守っていくためには、やはり担い手に農地を集めていくことが必要であると思っております、国から出し手に対する協力金ですとか、いろいろ有利なお金もございますので、そういうものを有効に活用しながら取り組んでまいりたいと考えています。

◎土居委員 新聞報道によると、国も実績を上げた自治体に対して農業関連予算の重点化をしていくようですので、その辺もしっかり認識しながら努力していただきたいと思えます。また、その担い手の中心が認定農業者ということであれば、認定農業者は県内でふえているのですか。

◎田中農地・担い手対策課長 認定農業者ですけれども、5年間の計画を立てまして5年が過ぎるともう1回再認定を受けるか、ほっといたら消えてしまいます。近年、少し減っている状況です。

◎土居委員、その理由について、どんな分析をされておられますか。県としては、当然、担い手に集中していく農政の形があると思えますけど、その認定農業者が減っていく状況では、何かちょっとちぐはぐな感じもするのですが。

◎田中農地・担い手対策課長 減少の理由ですけれども、まず認定農業者になりますと、1番大きいのはスーパーL資金といわれる長期で融資を低利で受けることができたり、あと、さまざまな国の補助事業も受けられるといった、いろいろなメリットが受けられますが、高齢化して、もう投資はいいということで、メリットと感じなくなっていることがあるのかなと考えています。

◎今西副部長（総括） 私、公社の理事長をしております。中間管理機構の事業の関係ですので、少し説明させていただければと思います。先ほどの議論の中で、中間管理機構の実績が少ないといったお話もございましたが、平成27年度にかけては、ある程度、重点地域をつくって、土地の流動化の取り組みを進めていきたいと考えております。重点地域の中には、集落営農組織といった受け手も十分にございます。また、調整連絡員を各地域に設けておりますので、公社としても、できるだけ認定農業者あるいは集落営農に集める取り組みを進めていきたいと考えております。

◎土居委員 認定農業者になるメリットが少ないとのことですけど、県の農業政策の担い

手の柱に認定農業者が位置づけられている中で、メリットがない状況は、なかなか厳しい状況じゃないかと感じますが、これは、一定そういうメリッ的なものをさらに県独自に持たせることはできない制度なのでしょうか。

◎田中農地・担い手対策課長 できると思いますけれども、ただ、担い手への集積のカウンターのうち、当然、認定農業者も担い手に入ってくるのですが、認定農業者を卒業されたといいますか、認定農業者と同等の経営も、その担い手に含めることになっておりますので、十分投資をして、このまま経営を安定させてやっていく方も担い手と認めていくということだと思います。

◎川井副委員長 中山間地域では高齢化に伴って、耕作放棄地が年々ふえているように感じます。県のほうでも、この担い手対策とかいろいろやってはいただいておりますが、県内全体の耕作放棄地の増減は、どのようになっていますか。

◎田中農地・担い手対策課長 耕作放棄地の面積ですけれども、各農業委員会に調査していただきまして、平成26年の時点で、大体2,000ヘクタールぐらいです。ただ、その中でもA区分B区分と分けておりまして、A区分は再生が可能な農地、それからB区分はもう原野化とか山林化・森林化が進んで、なかなか再生が難しいところに分けておりまして、再生できる場所は、平成26年の時点で829ヘクタールほどです。この面積につきましては昨年と比べますと43ヘクタールぐらい減っております、耕作放棄地の再生をやりながら、別のところで耕作放棄地が出てきているといったことで、ふえるところもあれば減るところもあるという形で推移しています。

◎川井副委員長 やっぱりふえる傾向にあるのでしょうか。

◎田中農地・担い手対策課長 ほぼ横ばいですけど、平成23年、平成24年あたりでは2,000ヘクタールぐらいで、やや減少している感じかなと考えているところです。

◎川井副委員長 便利なところは、農業公社あるいはやる気のある農家が大規模化するために借りて耕作しているわけなんですけど、その中山間地域で不便なところが結構多いわけなんですよね。その再生に当たって、そのようなところも含めて、基盤整備を進めていくことが獣害対策にもなるわけよね。耕作地の近くに放棄地があって草ぼうぼうになっていたら、イノシシ、シカがそういうところを好んで通ってくるわけなんですよね。これが基盤整理してきれいに草も刈り、草がなければ、イノシシとかも割と近寄らないこともあるから、今後、ある程度そういう面も考えて、地域のやる気のある農家とかが集約化した場合に、補助して、そこを基盤整備して便利のいい農地にするとか、いろいろ考えてやっていただきたいと思います。

◎田中農地・担い手対策課長 副委員長がおっしゃるとおりだと思います。各地域におきまして、10年後に農地をどうやって守っていくのか、誰がやるのか、そのためにもし基盤整備が必要でしたら、どうやってやっていくのかを各地域で話し合っていたいただきたいと思います。

っております。それに対する支援を当課でもやっておりますので、ぜひ、そういう視点で進めていきたいと思っております。

◎川井副委員長 今後の課題として、よろしくお願いします。

◎浜田（豪）委員 新規就農者の方の数と、それと、恐らく何も農業をやられてなかった人なんかは就農されて、やめる人も結構いると思うんですけど、そういった方の数は把握されていますか。

◎田中農地・担い手対策課長 新規就農者の方の数でございますけども、昨年の調査では、261人、その前の年は263人となっており、数年前から比べますとふえてきている状況です。

新規就農されてからやめる方につきましては、完全ではないかもしれませんがある程度把握をしているところです。平成22年から平成26年の平均をとりますと、その新規就農の数に対する離農者の率は、10%ぐらいとなっております。

これは、年によっていろいろ変わってきますけれども、そういう状況です。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈協同組合指導課〉

◎弘田委員長 次に、協同組合指導課を行います。

（執行部の説明）

◎弘田委員長 質疑を行います。

（なし）

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎弘田委員長 次に、環境農業推進課を行います。

（執行部の説明）

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎土居委員 環境保全型農業を県内農業に普及していくという大きな目標があるわけで、この事業全体として、その政策の成果を評価していく上で、目標としている数値的なものが幾つかあると思うんですけど、ちょっと代表的なものを教えてください。

◎小松環境農業推進課長 主要な野菜類について目標を定めているところです。

ナス、ピーマン類、それからキュウリ、ニラ、果樹等について目標を定めておまして、ナスとピーマンにつきましては、ほぼ100%で天敵を利用したIPM技術が普及しているところで、目標を大きく上回っています。

ただ、キュウリは目標を40%に掲げているわけですがけれども、現在は24%です。それは幾つか理由がありまして、キュウリの害虫にウィルスを媒介する害虫がおりまして、それをしっかりと防除しないとイケないため、これまでなかなか生き物である天敵を利用する技術が十分になかったわけですがけれども、ここにきて幾つかの天敵を組み合わせ、場合

によっては影響の少ない薬剤を併用することで、防除が可能となってきております。現在は24%ですが、平成27年度中に目標を達成できるように取り組んでまいりたいと思います。

それからニラにつきましては、目標は6%でちょっと目標が低いんですけども、現在は8%になっております。ニラは、ほかの果菜類と違いまして、葉っぱを収穫して、それがそのまま商品になりますので、少しでも虫の被害があると商品価値を落とすということで、当初からなかなか難しかろうと判断して、かなり慎重に行っておりました。

ただ、6%を目標にしておりますけれども、これからいくつかの技術を組み合わせて、例えばチリカブリダニという小さなダニ類がいるんですが、それが害虫であるアザミウマ類の防除効果が高いことがあります。そういったものも入れながら、目標以上の成果を上げていきたいと思っております。

果樹につきましては、品目によって随分取り組みやすいものと取り組みにくいものがありまして、まず難しいものとしては、ハウスのかんきつ類、例えば温州ミカンのような非常に果皮色が濃いものがあります。ああいうものは、虫が少し食害すると、白っぽくなりまして非常に品質を下げするため、結構難しい面がありますが、例えばブントンといった果皮色の薄いものですか、露地のかんきつについては、天敵を利用することにより防除が可能となりますので、これは普及の現場で実証圃を設置して、取り組みを進めております。

ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。先ほどキュウリの目標面積を40%と説明しましたが60%でございます。先ほど申しましたような天敵の組み合わせと影響の少ない薬剤を利用して、60%を目指したいと思っております。

それからニラにつきましては、6%と申しましたが5%です。訂正をさせていただきたいと思っております。

◎土居委員 この環境保全型農業で生産された農産物を一つの売りに出荷していくと思うんですけど、そのブランド化につなげるためには、どんな仕組みで取り組まれているのでしょうか。

◎小松環境農業推進課長 天敵を利用したIPM技術で生産された野菜については、県のブランド品として出荷流通する仕組みになっております。

◎西本産地・流通支援課長 産地・流通支援課からお答えします。園芸連という団体がございまして、そこでエコシステム栽培の認証がございまして、IPM技術で生産されたものは、エコシステム栽培として一定認証しまして、各品目でそういった表示をした包装をして、大消費地に販売をする形をとっております。

また、その中で、特にそういった環境保全型農業に関心のある量販店、百貨店等をパートナー量販店として、そこで集中的に取り組みの紹介をしております。その中には産地から生産者が直接行って、消費者の皆さんにもPRもするし、また逆にいろんな注文や、料

理の仕方、どんな生産方法をしているのかといった問いにお答えしながら、我々のこだわりある環境保全型農業をお伝えしております。

◎浜田（豪）委員 炭酸ガス施用によって、非常に収量がふえた農家の方もたくさんいると聞いておりますが、県のこれからの位置づけというか、バックアップの仕方とかは、どのようにお考えでしょうか。

◎小松環境農業推進課長 私から試験研究での取り組みについて、御紹介させていただきたいと思います。

農業技術センターでは、炭酸ガスを中心とした環境制御技術の試験研究に取り組んでおります。品目的にはキュウリ、ナス、ピーマン、ニラ、パプリカ、トマト等々に取り組むこととしておりますけれども、そういった中で目標収量を定めて、増収の技術開発に取り組んでいるところです。

これまでのところ、ナス、キュウリ、ピーマン等で高い増収が確認されておりますし、例えばパプリカですと、養液栽培の場合ですけれども、通常の土耕栽培に比べますと倍近く採れるような実績も上がってきておりますので、さらにそういった研究開発の取り組みを進めて、現場の方とも一体になって普及推進に努めていきたいと考えております。

◎浜田（豪）委員 よろしくお願ひします。

◎弘田委員長 はい、質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎弘田委員長 次に、産地・流通支援課を行います。

（執行部の説明）

◎弘田委員長 質疑を行います。

（なし）

◎弘田委員長 質疑を終わります。

暫時、休憩します。再開時刻は午後1時といたします。

（休憩 11時53分～13時00分）

◎弘田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

御報告いたします。川井副委員長から所用のため、欠席する旨の届け出がっております。

それから、武石委員から所用のため、少しおくれる旨の届け出がっております。

〈地域農業推進課〉

◎弘田委員長 地域農業推進課を行います。

（執行部の説明）

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎土居委員 6次産業化事業ですけど、もう4年か5年ぐらいになりますかね。

農業者所得の向上まで結びつける目玉事業だと思うんですが、対象事業は年々増加傾向にあるのでしょうか。

◎有馬地域農業推進課長 平成22年度から農業創造セミナーを開催しておりますが、昨年度までで56グループが参加しております。参加されているグループとしては、土佐町の米米ハート、佐川町の黒岩じるし、直販所であれば香南市のやすらぎ市といったところに参加していただいて、加工や直販所等の取り組みを行っているところであります。

◎土居委員 お聞きしていたら、大体農業者グループがメインになってきていると思うんですけど、個々の家庭農家とかが、この6次産業化事業を導入して、製品開発・販売まで結びついた事例はあるのでしょうか。

◎有馬地域農業推進課長 個人の方については、私どもでは、ちょっと押さえていないのですが。

◎味元農業振興部長 ある程度、団体・グループとして活動している部分については、私どもも把握しておりますけれども、個々の農業者の方が、例えばお寿司をつくったり、おもちをつくったりといったところまで全てを把握しているわけではございません。ただ、そういう活動も当然あるとは思いますが。

◎土居委員 個々の農業者もこの事業の対象ではあるという認識でいいですか。

◎有馬地域農業推進課長 先ほどの個人と言いました話なんですけど、例えば法人グループであれば、安芸市のハッピーファームといった法人の組織であれば、取り組んでおります。

それと個々の農業者が取り組む場合につきましては、先ほど説明しましたように農業創造セミナーに、こういった格好の取り組みをしたいという農業者が参加して、そこで学んでいただく入門コースをつくっております。

◎土居委員 先ほどの説明でサポートチームがあるとお聞きしました。そのサポートチームはどういった人材の方々によって構成されているのでしょうか。

◎有馬地域農業推進課長 農業創造セミナーに実践コースがあるんですけど、そこに参加されていた直販所レベルでの加工や県内の量販店等に売り込みたいと希望されているグループに対して、今月までの予定で募集をかけております。約25のグループ、事業者に対して支援チームをつくって、ハンズオン支援というか、手取り足取り支援していく予定です。

◎味元農業振興部長 ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど、6次産業の額が増えているかどうかというお話がございましたが、全体としては売上高というか取扱高はふえております。ただ、例えばトップランナーでよく言われます馬路村のJAが、まさにそのトップランナーなんですけども、ああいった規模が大きいところが広がっていくことで、全体が上がっているといった実態も実はかいま見えております。

もう少しそういう規模をふやして、数多くの方が拡大をしていけるような形に持っていないといけないということで、先ほど課長が御説明しましたけれども、地域で細々とやっている部分を量販店に流すような形にステージアップしていく必要があるだろうということで、県内で200ぐらい小さいのがあると把握しておるんですけど、その中から可能性がありそうなものをピックアップして、それに具体的に手厚い支援として、大体25ぐらいを対象にして、地域の小さい流通から大きい流通に引き上げていくことをこの1年2年ぐらいで集中してチームを設けてやっていこうと考えています。

そのために農業振興センターの普及員であったり、地域支援企画員がチームを持って、いろんな専門家のアドバイスもいただきながらやっていく仕組みをつくっていくといった趣旨です。

◎橋本委員 集落営農の組織が県下でどれぐらいあって、法人化も含めてどういった実態なのか、また、今後どういう形で集落営農が見込めるのかをお聞きしたい。

◎有馬地域農業推進課長 現在、集落営農の組織数としては205あります。そのうち、高知型集落営農が24組織、法人が11組織でき上がっております。

本年度につきましては、現在の耕地面積に占める集落営農が経営する面積割合が12%ですけど、それを13%に引き上げる取り組みを行っていく予定です。

また、集落営農の中での課題としては、集落営農は県西部のほうが進んでおりまして、東部は少ない状況にあります。この集落営農を県下全域に広げるために、先ほど説明した集落営農塾を県下全域で開催して、集落営農のリーダーとなる方の育成を図っていきたいと考えております。

◎橋本委員 集落営農に取り組んでいる実態として、西部のほうが多いのは、何か理由があるんですか。

◎有馬地域農業推進課長 県西部の農業振興センターでは、以前から集落営農塾を開催しておりまして、その中で、農業振興センターと市町村、またJAと連携して集落営農に取り組んでいる実態があります。205の集落営農組織のうち、四万十町内が約4割を占めております。

◎橋本委員 今の時点で判断をするのはいかがなものかと思うんですが、205のうち集落営農として成功している組織はどれぐらいあるんですか。

◎有馬地域農業推進課長 集落営農組織の中で法人化しているのは11組織あります。四万十町にあるサンビレッジ影野が平成22年度に集落営農組織で初めて法人化しました。そのサンビレッジ影野は、米の農作業もやっていますが、そのほかにも施設園芸とか、ブドウとかを使った観光にも取り組んでおりまして、年間で2,500万円ぐらいの販売収入を得ているように、成功しているところもあります。

先ほどサンビレッジ影野と言いましたが、サンビレッジ四万十です。

◎橋本委員 わかりました。

◎弘田委員長 ほかにないですかね。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎弘田委員長 次に、畜産振興課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎土居委員 土佐あかうしの頭数が随分と減少して、問題といたしますか課題になっていることが新聞等でも報道されておりますけど、なかなか県民にもあかうしが回って来ないということで、増頭対策は大変有意義だと思うんですが、この受精卵生産委託料八百七十何万円は、受精卵何頭分の委託料になるんですか。

これは今年度からの新規事業ですか。

◎長崎畜産振興課長 昨年もしておりました。ただ、個数的には目標を立てて実施するんですけども、相手が生き物でございまして、受精卵を取り出しても死んでしまっていたり、発育がとまっているものもありまして、結果的に目標とする個数が取れない場合があります。そのため予算は立てておりますけれども、実績に伴ってお支払いをするので、予算が執行できないこともあります。例えば北海道の全農ET研究所では、80個の受精卵の採取をお願いしていますが、現実にはその個数取れない場合もあります。

◎弘田委員長 先ほどの答えは。

◎長崎畜産振興課長 北海道の全農ET研究所で80個、高知大学でも同じぐらいの個数です。北海道の全農ET研究所には、土佐あかうしの雌牛を4頭運んでおりますので、その4頭から採取をしてもらうことをしておりますし、高知大学にはもっと雌牛おりますので、両方で受精卵を採取しております。それからもちろん畜産試験場でも採取しております。

◎土居委員 1個当たり5万円ぐらいになり、費用対効果的にもすごくいいんじゃないかなという印象を受けるんですけど、県としてはこういった事業をさらに拡大していく考えでしょうか。

◎長崎畜産振興課長 年間に必要とされるあかうしの枝肉頭数は、大体550頭ぐらいと言われております。ところが平成26年度の実績は333頭です。需要に対して供給できてない状況でありますので、それを盛り返していくような対策をとっていかなければならない。しかもできるだけ早くという思いでおります。

◎黒岩委員 獣医師の確保について、先ほどのお話の中で、現在9名、平成27年度には4名ということでした。近年どうしても小動物にいく傾向性が高いので、確保対策は大変だと思うんですが、通常の確保対策の取り組みはどんなにされていますか。

◎長崎畜産振興課長 国内に 16 の獣医学部を持った大学がございます。16 のうち、五つが私立大学で、11 が国公立です。大学ごとに就職相談会を開催しておりまして、そこに県の職員を送り込んでいます。これは我々農業振興部もそうですし、健康政策部もできるだけ若くて学生になじみやすい、その大学の出身者の職員を派遣しまして、そこで、本県出身の五、六年生を中心に、パンフレット等を持って行って本県の状況をレクチャーして、高知県に来てくれないだろうかとお誘いしているところです。それから獣医師修学資金につきましても、さまざまな媒体を通じてPRをしています。獣医師修学資金を最大6年間貸与することによって、貸与期間の1.5倍の期間を県の職員として仕事をしていただけますので、そういったことを学生等に働きかけしているところです。

それから、初任給調整手当は、平成26年度末までは3万円を10年間、年々低減していったら結局0円になるわけですけども、それを今年度からは5万円を15年かけて低減していくように、金額と給与の年限を長くしてもらっております。それもツールとして学生に説明するようにしております。

◎黒岩委員 毎年、獣医師を目指すために本県の高校生は、どれぐらい大学に行っているんですか。

◎長崎畜産振興課長 実は年々減っているんだろうと思います。うちの職員それから健康政策部の職員も出して、高校の教務主任の先生方を中心に、獣医師を希望する学生がいないでしょうかとか、それから、獣医学部のある大学に進学している子供はどれくらいいるんでしょうかということも聞いて回っているんですけど、昨年10月時点で全国の16大学に本県出身の学生について教えてくださいとお願いしましたところ、16大学のうち、一つの国立大学から個人情報などでお教えできませんという答えをいただきましたけども、残る15の大学から回答をいただきました。個人情報ということでお答えいただけなかった大学には、獣医師修学資金の子供が1人おりましたので、その1人と15大学の35人を合わせますと、今のところ全国で36人、各学年に6人という状況です。

その中で、県を目指してくれている子供を何とか獲得せねばいかんと思っておりますし、平成27年度には、県の職員として、人事課から9名の獣医師の募集を出しております。

失礼しました。36名ではなくて33名ということです。男性が17名で女性が16名だそうです。

そういうことで、何とか県外の子供も含めて、獣医師職員を確保せねばいかんと思っております。

◎黒岩委員 畜産振興課として実際に取り組んでいるさまざまな事業において、県の機関で必要な獣医師の最低人数はどれぐらいなんですか。

◎長崎畜産振興課長 農業振興部、畜産振興課サイドには49名の獣医師がおります。健康政策部のほうでは、25名ほど獣医師がいると思うんですけど、ここ数年でかなり健康政策

部のほうは、薬剤師でありますとか臨床検査技師といった職種の方々に置きかわってきております。

健康政策部サイドの定員については、どのように算定すればいいのかわかりませんが、福祉保健所でも獣医師がいないがために仕事がしづらいとは聞いております。

◎黒岩委員 畜産振興課とすれば、例えばウシ、ウマ、ブタ等を検査するには、現状では何とか対応できているということですか。

◎長崎畜産振興課長 はい、そのとおりです。現在の人数を何とか確保したいと思っております、その努力をしているところです。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈農業基盤課〉

◎弘田委員長 次に、農業基盤課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈競馬対策課〉

◎弘田委員長 次に、競馬対策課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎弘田委員長 続いて、農業振興部から1件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにします。

次世代施設園芸団地の進捗状況について、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎西本産地・流通支援課長 次世代施設園芸団地の整備につきましては、本年度から環境農業推進課より産地・流通支援課内に設けました次世代園芸推進室にて担当することになりますので、進捗状況について御報告をさせていただきます。

次世代施設園芸団地の取り組みにつきましては、農林水産省が国における今後の施設園芸の展開として、オランダを参考に地域資源によるエネルギー供給から生産出荷までを一貫通貫して行う次世代施設園芸拠点を推進し、コストの削減と地域雇用の創出を行いながら、所得の倍増を実現させるとの方向付けがされましたことから、その拠点となる施設整備などを目的に、平成25年度の国の補正予算による次世代施設園芸導入加速化支援事業によりまして、全国6カ所の一つとして採択をされまして、取り組むものです。平成26年度

に3カ所、平成27年度に1カ所採択されまして、直近では全国で10カ所の整備が進んでいるところです。

それでは、お手元にお配りをしてございます報告事項、資料の2ページにカラーの資料がございますのでごらんいただきたいと思います。

現在、四万十町におきまして、平成28年度からの営農開始に向け、資料の上段にございます姿を目指しまして、土地の基盤整備やハウスや集出荷施設等の整備を進めているところです。4.3ヘクタールの面積で3事業者がトマトを栽培し、1,651トンの収量を目標に事業者や関係者が組織する協議会が協議を重ねながら、産地に好循環を生み出せるように取り組んでいるところです。

1ページにお戻りをいただきまして、御説明をしたいと思います。また3ページには行程表もございますので参考にごらんをいただきたいと思います。

1の基盤整備についてです。土地は県有地であるために、事業実施主体は県です。圃場整備は平成27年3月24日に完了いたしました。揚水機場やパイプラインの工事は平成27年4月1日から開始をしまして、平成27年7月中には完了する予定です。

また基盤整備をした土地の確定測量は平成27年5月に入札をしまして7月に完了後に登記を行い、平成27年9月に完了する予定です。

次に2の集出荷施設、ハウス等の施設整備についてです。事業実施主体は括弧書きの3社です。有限会社みはら菜園は三原村で高軒高ハウスによるトマト栽培に取り組み、カゴメへの契約栽培を行っている会社です。株式会社ベストグロウは四万十みはら菜園の加工部門を担うみはら菜園の関連会社です。四万十とまと株式会社は、四万十町の建設会社と養鶏会社が今回の団地参入のために立ち上げた会社です。

平成27年2月27日に施設の実施設設計が完了しました。集出荷施設の規模等についてはごらんのとおりです。

平成27年3月27日に入札を行いまして、ハウス及び選果ラインの建設工事の契約を行いました。集出荷場の建設工事とLPGタンク、液化炭酸ガスタンクは不落となったため、平成27年4月27日に再入札して契約を行いました。入札結果につきましては、資料の表をごらんいただきたいと思います。合計の契約額は約26億2,300万円で、当初の事業費約32億2,500万円の約81%となりました。5月9日にはハウス等の建設工事の起工式が執り行われまして、平成27年12月には完了の予定です。

次に、3の種苗供給施設の整備ですが、事業実施主体は四万十あおぞらファーム株式会社です。四万十あおぞらファーム株式会社は、次世代団地に約6万本のトマトの苗を安定供給するために、平成27年3月30日に設立されました会社です。この会社は愛媛県の種苗会社の株式会社山口園芸及びベルグアース株式会社とこの団地で営農を行います3事業者で構成されておりまして、苗の生産場所は、団地と同じ県有地内です。四万十あおぞら

ファーム株式会社では、次世代団地に苗を供給するだけでなく、県内外に苗を供給する計画で、3年目には約1億円の売り上げを見込んでいるところです。県内向けの苗につきましては、構成メンバーの株式会社山口園芸とベルグアース株式会社が既に高知県内の野菜苗として約160万本を供給しております。そのうち約130万本をこの会社が四万十町で生産する予定です。愛媛県で生産していた苗を高知県内で生産することによりまして、愛媛県に支払っていた苗代、年間約5,000万円を県内にとどめることが可能となります。整備する育苗ハウス約50アールは約3億円の事業費を見込んでおりまして、国の強い農業づくり交付金を活用し、その他の事務所や育苗に必要な機器類等は県単事業の産業振興推進総合支援事業を活用する予定です。平成28年1月には育苗ハウスなどの整備を完了しまして、2月からの育苗開始に向けて現在取り組みを進めているところです。

次に4の雇用の確保です。この団地では3事業者で幹部従業員が8名、パートやアルバイトが67名、合計75名の雇用を見込んでおります。平成27年3月から有限会社四万十みはら菜園で地域人づくり事業を活用しまして、幹部従業員8名が技術習得などのため、研修を行っております。また、四万十あおぞらファーム株式会社は1年目に役員及び幹部従業員が5名、パートが10名、合計15名の雇用を見込んでおり、3年目には合計25名の雇用を見込んでおります。町内の雇用が基本であります。不足することも懸念されますので労働力の確保及び移住者の住宅確保は平成26年9月に四万十町と県で組織をします雇用対策プロジェクトチームにおいて、その対策などの検討を進めているところです。

最後におが粉製造施設の整備についてです。四万十町森林組合が事業主体となって国の林野庁の委託事業を活用して施設整備を行う計画です。施設の整備や、このシステムの仕様の決定に少し時間を要しまして、当初予定よりは少しおくらせていますが、平成28年10月から団地への燃料供給を行う計画です。現在、導入するシステムや機械の仕様、おが粉原材料の確保などについて、四万十町森林組合、四万十町、県などの関係者で協議を進めているところです。報告は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部の業務概要を終わります。ここで、10分ほど休憩します。再開は2時45分とします。

(休憩 14時33分～14時45分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《水産振興部》

◎弘田委員長 水産振興部の業務概要を聴取いたします。業務概要の説明に先立ちまして、

幹部職員の紹介をお願いいたします。

(幹部職員紹介)

◎弘田委員長 それでは、最初に部長の総括説明を受けることにいたします。

(総括説明)

◎弘田委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

〈水産政策課〉

◎弘田委員長 最初に、水産政策課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈漁業管理課〉

◎弘田委員長 次に、漁業管理課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈漁業振興課〉

◎弘田委員長 次に、漁業振興課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎土居委員 ウナギの資源が随分と減少して絶滅危惧種にもなっているということですが、高知県は、もともと養殖が結構盛んだったと思うんですけど、現在の状況として、どれだけ減って、県としてどんな育成策をされているのかをお聞きしたいと思います。

◎三觜漁業振興課長 かつては本県には養鰻業者が200以上おりましたが、現在は20経営体ぐらいで生産量も非常に減っている状況です。ただし、本県は、良質な地下水が取れることもあり、ウナギ養殖には適した土地柄であると考えておりまして、主に内水面漁業センターが、病気の発生を抑える技術開発等に努めているところです。

◎土居委員 200から10分の1ぐらいに減少した養鰻事業者について、これからどういう見通しを持たれているのでしょうか。県もそういった支援を続けて、現状維持という状況なのか、それともちょっとふえていく傾向があるのか、その辺の認識を教えてください。

◎三觜漁業振興課長 ウナギは、種苗としてシラスウナギが必要ですが、そのシラスウナギといいますかニホンウナギ自身が絶滅危惧種となっている状況もございまして、水産庁

がシラスウナギの池入れ尾数の制限をかけてきておりますので、今後生産量をふやすのは非常に困難な状況ではないかと思っております。

◎橋本委員 清水サバの水揚促進モデル事業費補助金の内容説明をしていただきたいんですが。

◎竹内水産振興部副部長 この事業は合併・流通支援課が所管しておりますので、後ほど合併・流通支援課から説明させていただきます。

◎米田委員 高知県水産振興部行政要覧を見たら、産業の中でも特に就業者が減少していて、昭和63年に1万人いたのが平成25年には4,000人切るところまで来ています。特効薬はないと思うんですけど、厳しい側面ながら何とか就業者を確保していかないといけないと思うんですが、この何年間について、どんな状況なのか教えてください。それと、1,100万円ぐらいの委託料がありますよね。どこに委託していて効果が上がっているのかと、あと残りの約5,900万円の補助金の中身を教えてください。

◎三觜漁業振興課長 御指摘がございましたように、平成25年の漁業センサスでは、4,000人ぐらいの漁業就業者数ということで、非常に漁業就業者の減少が懸念されるところです。

それで、委託事業ですけど、これは高知県漁協に委託しまして、就業支援アドバイザーに新規就業者の勧誘ですとか、それから勧誘した方が1週間から10日ほど行う短期研修のセッティングといった活動をしていただいております。その取り組みの結果、下のほうの補助金の関係ですが、長期研修に月15万円の生活費支援をしております。現在、17名が研修中です。2年ないし最長でも3年ですけど、その長期研修をやっていた方は、大体漁業へ就業するというので、こういった取り組みを地道に続けていきたいと考えているところです。

◎米田委員 もう一つ、5,900万円の事業費補助金の中身について、簡単で構いません。

◎三觜漁業振興課長 長期研修の費用が4,400万円ほどと、それから漁船リースといたしまして、独立時に漁船取得を支援する補助制度に1,400万円ほどを確保しています。

◎米田委員 わかりました。

◎弘田委員長 はい、質疑を終わります。

〈合併流通支援課〉

◎弘田委員長 次に、合併流通支援課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 先ほど内容説明をいただきました。

ただ、立縄漁から帰ってきて、次の日に漁に出ていくための準備をするのは、労力が非常にかかります。家族みんなでしなければならない餌づけを委託等をして負担を減らすのは、非常にいいことだとは思っています。

ただ、問題は、それでサバの水揚げの促進になるのかどうかと聞いておいて、御承知のとおり、土佐清水市では、サンゴ漁が非常に盛んで、サンゴの漁期になるとほとんどの船がサンゴ漁に行ってしまう。立縄漁に行く船は、大体 30 隻ぐらいしかいないのが実態なんです。

そうすると、水揚げされるサバがない。サバだけではなくて鮮魚がない実態がずっと続いているのが現実です。

その辺も踏まえて、しっかりと漁業の促進に向けて対応をお願いをしたいと思います。現実問題として、せっかく儲けるものがあるのに、採りに行くなという話にはなりません。波及効果はやっぱり生の魚のほうがはるかに高いんです。サンゴを採ることは、生産者の皆さんにとっては、非常に収益性は高いですが、波及しません。

30 年ぐらい前だったら、土佐清水市にもサンゴ加工の業者があって、それに対して就労もついてきたんですけども、今は全くありません。土佐清水市で採ったサンゴが、例えば台湾とか中国のほうに流れて、ただ原木をそのまま売だけという実態です。でも鮮魚については、非常に波及効果が高いです。メジカにしてもサバにしてもほかの魚にしても、そこにぶら下がり生活をしている皆さんは多いですので、その辺の推進もよろしく願っています。

◎宮本合併・流通支援課長 まさしくそのとおりでして、一つの大きな要因がサンゴ漁業へのシフトということは十分承知しております。サンゴ漁業自体にも休漁期といったものもございます。それから新規就業者の方が、サバの立縄漁をやるときに、沖だけじゃなくて帰って来からの作業も大変労力がかかります。そういった部分を少しでも外注することによって、全体の労力を少なくすることで新規就業者も操業しやすい環境をつくる。そういったことも踏まえて、どういう仕組みをつくっていくのかを今まさに地元と調整協議中ですので、その方向で進めていきたいと思っております。

◎弘田委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈漁港漁場課〉

◎弘田委員長 次に、漁港漁場課を行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、水産振興部の業務概要を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。あすは午前 10 時から林業振興・環

境部の業務概要の聴取を行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(15時50分閉会)